

対象者要件（全て該当すること）

婚姻日が令和8年1月1日～令和9年2月28日の間、または令和7年度に交付決定を受けた世帯のうち補助上限に達していない世帯であること

夫婦ともに婚姻日の年齢が39歳以下であること

住宅が町内にあり、申請時に夫婦の一方もしくは両方の住所が該当住居であること

夫婦の所得の合計が500万円未満であること
※貸与型奨学金を返済している場合は、返済額を所得から控除できます

夫婦いずれも町税及び県税等の滞納が無いこと

補助金受給後も継続して町内に居住する意思があること

下記すべての項目に該当しないこと
・他の公的制度による家賃補助を受けている
・黒潮町暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等である

結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム対象講座を受講していること

- ①ライフデザイン支援講座の受講
- ②プレコンセプションケアに関する講座の受講
- ③医療機関への妊娠・出産に関する相談
- ④共家事・子育て講座の受講



例) 共家事・子育て講座

所得要件の事前確認

- ・確定申告、源泉徴収票を参考に該当になるか確認できます。
- ・会社員の場合は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」
- ・個人事業主の場合は、確定申告書の「所得金額の合計」をご確認ください。

対象経費

- ・新生活に係る令和8年4月1日～令和9年3月4日までに要した下記経費
- ・住宅取得費用
- ・住宅リフォーム費用
(修繕、増築、改築、設備更新等)
- ・新規の住宅賃借費用
(賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料)
- ・婚姻に伴う引越費用
(引越し業者または運送業者に支払った費用)

対象外経費

- ・倉庫及び車庫等の工事費用
- ・領収書等の無いもの
- ・住居費の土地代
- ・レンタカー当を利用して自ら引越した場合の費用、ガソリン代など

お問い合わせ

黒潮町 企画調整室 企画振興係

☎ 0880-43-217

✉ 10210020@town.Kuroshio.lg.jp